

「冤罪・松川事件」の構図を解く

「松川事件」発生から75年。
『冤罪の構図 松川事件と「諏訪メモ」一倉嶋康・毎日新聞記者の回顧から』を発売いたしました。

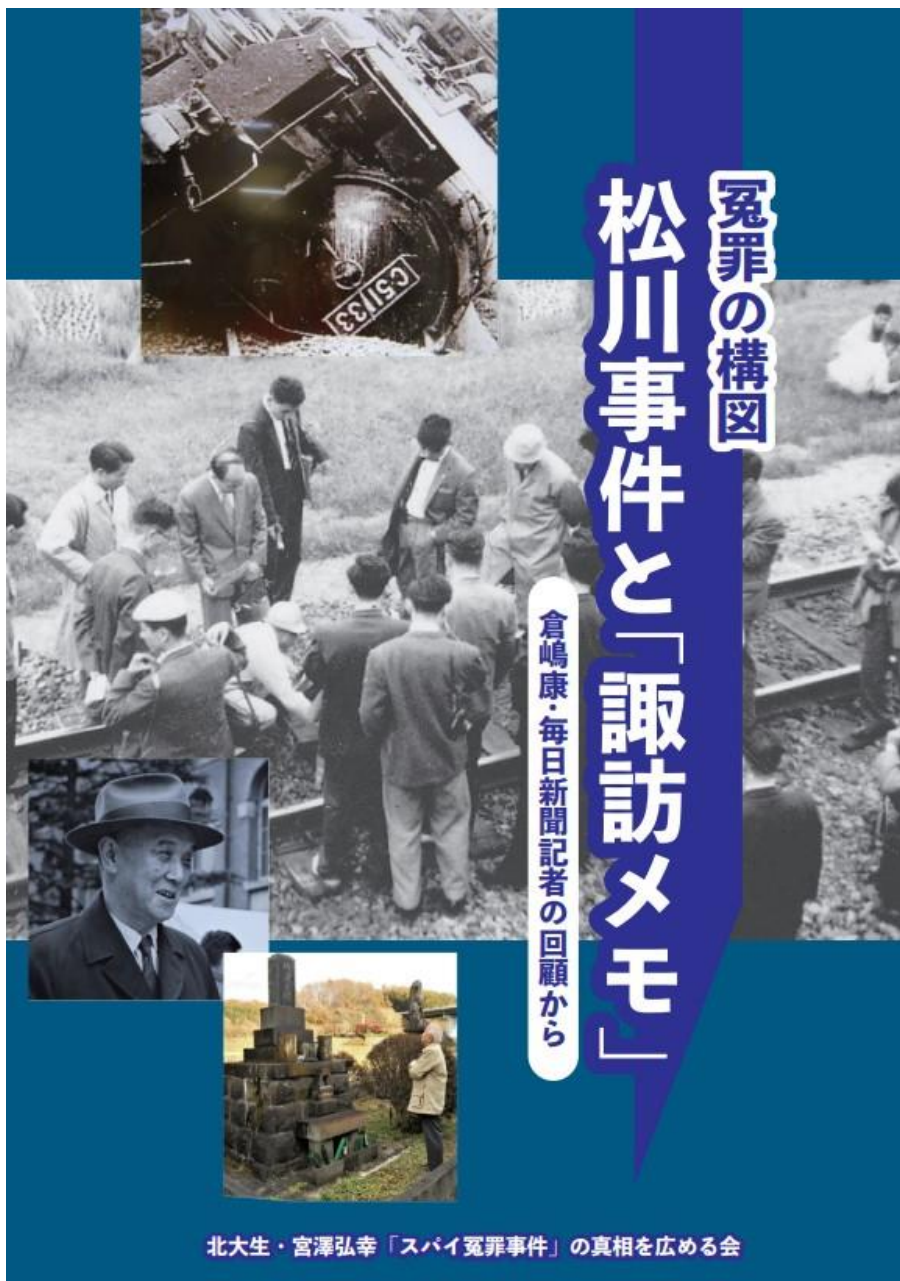
憲法敵視、「問答無用」政治を強行した安倍・菅政権に続いて登場した岸田政権は、「安倍傀儡」「言行不一致」をさらけ出しました。これはもう民主主義を完全否定・無視し、国民と敵対する「反動強権政治」であると言わざるを得ません。

本会は、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を究め広める活動を継続する中で、国家権力による冤罪事件に対する危機感を訴えてきました。その延長線上で、今年1月には戦後最大の人権侵害事件とされている「レッド・パーシ70年」を発売しました。

続けて今回は、その「はじめに」でも紹介のように、倉嶋さんのフェイスブック記事が端緒です。倉嶋さん発掘の「諏訪メモ」が、無罪の決定的証拠となった経過を詳しく知り、権力による冤罪事件の怖さを再確認させられました。

冤罪事件、中でも国家権力による捏造、つまり「ない」のに「ある」とされて引き起こされると、無実の被害者がでます。一方、安倍政権が引き起こした森友・加計・桜などは「ある」を「ない」にせよと強要した事件ですが、ここでも無実の被害者がでます。被害者からは、どちらも冤罪に他ならない権力暴挙なのです。

「冤罪事件」をこの視点から見直せば、「戦争」こそが最悪の「冤罪事件」です。国家権力による正義と民



主主義に反する意思と過ちで、無実の国民の生命が奪い取られるからです。これら冤罪事件は「国家権力による犯罪」です。「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを再確認し、徹底追及すると共に、2度と起こさせない運動を重ねていかなければと考えます。

本書は、「真相を広める会」ホームページで全文を公開しています。 <http://miyazawa-lane.com/>

「土地利用法」は戦争への仮面法、断固廃止を！

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」から 80 年

防衛・軍事に詳しいジャーナリストの半田滋さんは「安倍政権下で成立した特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法に続く、4番目の法律として今回の土地規制法案があり、4法が成立することで『戦争法』シリーズが完結するのかもしれない」（『週刊金曜日』2021年4月16日付）と警鐘を鳴らしました。

これらは国家権力による「冤罪事件」の温床でもあり、中でも仮面法・土地規制法は旧・軍機保護法に匹敵する危険法です。以下は、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の『治安維持法と現代』誌へ投稿した論考です。当「事務局たより」55号と重複する部分もありますが、警鐘をさらに鳴らしたく、全文を再録させていただきます。「土地利用規制法」は施行が約1年後とされています。危険性を徹底暴露・追及し、施行させずに廃止させることは可能です。



2020年9月、「安倍路線継承」を公言した菅義偉内閣が発足した。10月には日本学術会議新会員の任命を拒否し、理由を問うと「問答無用」だった。2021年1月開会の第204通常国会では、国民投票＝改憲手続き法、デジタル関連6法、土地利用規制法等々の悪法をこれも事実上「問答無用」で成立させ、6月16日閉会した。

一連の悪法を強行成立させた上、コロナウイルス禍下で東京オリンピック開催を強行した菅政権の憲法無視、民主主義否定、そして一切の議論を封じる「問答無用」の政治姿勢は悪質であり、「戦争前夜」の様相を呈していると言っても過言ではない。本稿は、この事態に強い危機感を持ち、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と「軍機保護法」を振り返る中から、「軍機保護法」を上回る国民弾圧を狙う仮面法「土地利用規制法」の廃止を訴える。

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件

80年前の1941年12月8日の太平洋戦争開戦日に、北海道帝国大学の英語教師であるハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻、同大工学部学生・宮澤弘幸らが「軍機保護法」違反容疑で特高に検挙された。

宮澤弘幸とレーン夫妻は、検挙後の拷問によって自白調書が作成され起訴された。裁判は「戦時刑事特別法」に基づく非公開の暗黒裁判で、宮澤弘幸とハロルド・レーンは懲役15年、ポーリン・レーンは同12年と断罪された。

本事件の詳細は、「治安維持法と現代」誌第27号（2014春季号）に、また北海道大学の対応と責任明確化については、同第28号（2014秋季号）を参照されたい。

戦争遂行のために改悪された「軍機保護法」

日本が引き起こした1931年9月の満州事変、1937年7月の日中全面戦争に対して国際世論の批判が高まる中、日本は平和への道を探るのではなく、さらに戦争拡大へと突き進んだ。同時に、国民を弾圧する体制を確立することであった。その手始めが、日中戦争開戦直後の1937年8月の軍機保護法の大改悪だった。戦争と国民弾圧は必ず同時に引き起こされる。逆に言えば、国民弾圧法制を強行成立させた先には、戦争が待ち構えているのである。現に菅政権成立後初の4月の日米首脳会談では、共同声明に「台湾有事」が明記され、沖縄の軍事基地化は急ピッチだ。こうした歴史と現状に照らしてみる時、「土地利用規制法」強行成立は極めて危険なのである。

軍機保護法は、1899（明治32）年公布の古い法律で全8カ条の簡単なものだったが、1937年の改定ではほとんど新法といってよいほどに改悪された。

改悪の柱は、①軍事機密の決定権者を陸海軍大臣と明示し、②刑罰を死刑にまで広げて各罪ごとの適用範囲を示し、③刑罰の対象を「故意」「偶然」から「過失」にまで広げ、④さらに漏泄の対象を区分けして「外国若しくは外国の為に行動する者」を特記することでスパイ法としての性格を強めた——等である。

この時の議会審議を通し最も厳しく問われたのが①であり「刑罰を以って保護されるべき秘密とは何か」であった。つまり論点は「軍機保護法」の定義で、その決定権を軍の専権に委ねてしまうことへの可否である。当時の時勢の中で、議会側は国家を危うくするスパイ防止の趣旨目的には賛成しながらも、もう一面で、犯意なく偶然に、あるいは「軍事上の秘密」とは意識せず知ってしまう国民をいかに罰条（冤罪）から除くかに懸命の追及を重ねた。

帝国議会貴族院・軍機保護法改正法律案特別委員会の織田萬議員は「憲法の本質から、委任命令は成るべく少くすると云うことでなくてはならぬし、殊に臣民の権利義務に重要な関係あるものは、成るべく法律を

以て規定すると云うことが、是が立憲精神でなくちゃならぬ」と法律運用について厳しく指摘した。

これには軍当局も原則理解を示さざるを得ず、貴族院、衆議院の審議を通し、臣民を冤罪の危機に遭わすことがないように厳正、限定して運用すると繰り返し約束した。

こうした論議を踏まえ、恒久の歯止めとなるよう

「不法の手段に依るを非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の運用にあたっては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

との付帯決議を付けることで全会一致で原案通り可決した。海軍大臣・米内光政は「三大臣を代表致しまして私から申し上げます。法の運用に当たりましては、只今の付帯決議の御趣旨を尊重致しまして。慎重考慮致しまして誤のないようにやりたいと存じます」と答えた。

衆議院でも踏襲され、陸軍大臣・杉山元が「軍機保護法案に対しまして付帯条件がありますが、之に対しましては政府は十分に注意を致して、此の方の適用に当りまして誤なきことを期して居ります」と言明した。

日中戦争が泥沼化していた時代の帝国議会でも、これだけの当然の議論がなされていた。だが「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」では、帝国議会審議での政府説明、付帯決議は、完全に踏みにじられた。さらに先の国会での「土地利用規制法」審議はどうだったか。政府は「問答無用」を貫き、国会はそれを許容してしまったのである。この現実には強い危機感を抱かざるを得ない。

「土地利用規制法」の仮面を剥け

「土地利用規制法」の正式名称は**「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」**といい、「等」が3つもある。

第1条「目的」は、「この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする」とある。

なんのこともやら分らない。これは核心を見え難くするため、具体性を隠した言葉をあれこれ羅列してい

るからで、官僚の作文の常套だ。そこで羅列を省くと、「重要施設の周辺の区域内にある土地等が重要施設の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制について定め、もって安全保障に寄与することを目的とする」となる。

これでもまだ読み難い。

それで第2条を読むと、ようやく「重要施設」の実例が出てくる。自衛隊の施設、合衆国軍隊の施設、海上保安庁の施設、生活関連施設——だ。これが「重要施設」の正体で、要は、米軍と自衛隊の基地の周辺の土地利用を米軍好み、自衛隊（国家権力）好みのものに変え、軍事出動をしやすくしたい、と読める。条文中の「重要施設」は軍事基地（準軍事基地を含む）であり、「機能を阻害する行為」は軍事行動阻害に他ならない。狙い（目的）は戦争準備の強化、ということになる。

そのうえ米軍好み、国家好みに変える手順がえげつない。一切適切を「基本方針」なる用語に丸め込み、その策定を総理大臣に丸投げ、閣議決定すれば直ちに執行できる仕組みになっている（同4条）。国会に諮る必要はなく、策定を監視、監査する歯止め条項もまったくない。末尾の14条に「土地等利用状況審議会」の設置規定があるが、「基本方針」に拠る運用の一部分に関わるもので、これも委員は総理大臣の任命だから体裁だけの存在になる。

さらに総理大臣は、自ら策定した「基本方針」に基づき、「注視区域」あるいは「特別注視区域」を指定し（同5条、12条）、区域内の土地利用状況を調査する（同6条）権限を手中にしている。しかも、この調査に対しては、当該地の知事ら自治体、当該土地の所有者らも「協力」する義務が規定されており（同7条、8条）、さらにえげつないことには、「協力義務者」の中に「その他の関係者」を織り込んでいる。これは当該土地等の利用に絡む利害関係者ら不特定多数が含まれるわけで、下世話に言えば利害関係者の内部分裂や密告を引き出して国家権力好みの情報を得ようという魂胆が見えている（同8条）。しかも、この条項には罰則があって違反者は30万円以下の罰金となる。

最悪は、第9条の強権発動だ。「内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべ

き旨を勧告することができる。2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる」。

ここも、羅列を除くと、「内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が重要施設の施設機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、当該土地等の利用者に対し、当該行為の用に供しないことを勧告する」となり、普通の言葉に置換えると、「軍事基地周辺の土地等の利用者が（その土地等を）軍事機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、その利用者に対し、当該行為に供しないことを勧告する」——となる。

これでも分かり難いが、要は敵国人や国家権力批判者、反戦運動者、反基地運動者ら、米軍好みでない、国家権力好みでない者に売ったり、貸したり、利用させたりするな、という強要だ。つまり「機能阻害行為」には総理大臣の判断次第で何でも含まれることになり、ひいては弾圧の口実手段となる。しかも勧告に従わなければ「命令」に切り替え、さらに従わなければ、罰則（同 25 条）によって懲役 2 年以下の刑罰を科す規定まで仕込まれている。

関連して、同 11 条には、当該土地の国家買い上げの条項があり、ここまできると、実質的な基地拡張となる。ひとたび仮面を剥がせば、どろどろ何が出てくるか分からないという伏魔殿だ。最初の「重要施設」の実例として出てきた「生活関連施設」とは何を指すのか、「生活」にまぶせば何でも可能になってくる。容易に想像できるところでも、原発、情報通信、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道……と限りない。

第 8 条で、土地の利用者に協力義務を科した「報告又は資料の提出」にしても、中身は詰問者である内閣総理大臣の胸三寸であり、おそらく日ごろの活動、職歴、交友関係、思想、信条、検拳歴、活動歴と際限なく、かの特高顔がほうふつする。しかも不服申立て、異議申し立ての規定すら全くないという、文字通り国民監視規制の手段を内蔵した法構造であり、旧・軍機保護法と同根との批判は当たっている。

<コラム> 冤罪忘れるな！ ⑤⑥

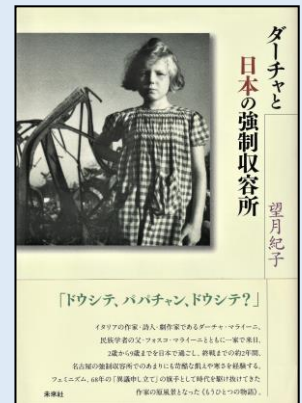
人を人と思わぬ番人

『ダーチャと日本の強制収容所』

ダーチャはマライーニの長女。母国イタリアの政変で友好外国人から敵国外国人に変えられ、名古屋と愛知県内の強制収容所に家族と共に囚われた。日本敗戦までの 2 年間、ダーチャはまだ 9 歳。子供は支給食糧の枠外で両親の分から分け与えられる。飢えに苦しみ、人を人と思わぬ監視、規制に虐げられた。後に作家となって当時の官憲による虐待を綴っている。



1945 年東京。解放直後のマライーニ一家（本書から）



本刊著作の著者は望月紀子。ダーチャの著作『神戸への船』をはじめ、母トパーツィアの遺した「ノート・ブック」そして父フォスコの自伝風小説『家、愛、宇宙』などを読破、日本に於けるダーチャの航跡を辿っている。ダーチャは父に似て好奇心旺盛、日本へも何度か来て知己も少なくない。望月はそんなマライーニ家族の風景を編むと共に、日本の文書では「抑留所」の実態を強制収容所と見抜き、告発している。

◆ ◆ ◆
「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部 = 冤罪の真相 第 2 部 = 冤罪事実の条条検証
資料編 = 判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付 = 重要事項索引

申し込みは本会事務局まで F A X ・ メールで（1 面上部題字横に掲載）。送料税込み 2300 円。後払い。

【注】「軍機保護法」の条文は花伝社刊『引き裂かれた青春』に全条掲載。「仮面法」は衆議院ホームページによった。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20409062.htm

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から 80 年—再び引き起こさせない決意をこめて

宮澤弘幸追悼・顕彰墓参

12 月 8 日午後 1 時 新宿・常圓寺